

国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針

平成13年10月31日
国土交通省IT政策委員会決定
平成15年7月9日
国土交通省情報化政策委員会改定

国土交通省においては、情報通信技術を用い、国土交通行政に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、省内に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。

このため、以下の方針に沿って、行政情報の電子的提供に関する措置を総合的かつ計画的に実施する。

I 電子的に提供する情報の内容

1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、電子的にも提供を行う。なお、外国語による情報提供についても、ニーズ等を踏まえ積極的な対応に努める。

(1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

所管行政の概要

本省内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関及び外局、地方支分部局（以下「省内組織」という。）の組織、任務、担当する主要な事務又は事業、所在地、電話番号・FAX番号、幹部名簿等

所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「所管法人」という。）に係る前記情報

所管の公益法人に係る情報（「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合せ）に基づき提供することとなっているもの）

所管する法令及び告示・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）、その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文

・ ホームページ（省内組織が作成するホームページのすべてをいう。以下同じ。）から提供する場合、法令の全文については、本一覧の法令名から「総務省法令データ提供システム」にリンクして提供することとする。

・ 告示・通達等の全文については、「告示・通達等データベースの統一的な仕様」（平成12年3月29日、行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）に基づき、国土交通省告示・通達等データベースを構築し、提供することとする。

国会に提出した法律案及びその概要、その他分かりやすい資料

新規に制定された所管する法令の概要及び全文、その他分かりやすい資料

改正された所管する法令の概要、その他分かりやすい資料

新規に制定された告示・通達等の概要及び全文、その他分かりやすい資料
改正された告示・通達の概要、その他分かりやすい資料

(2) 行政活動の現状等に関する情報

大臣等の記者会見要旨

主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等及びその背景、事業の成果・実績又は進ちょく状況、事業費等に関する情報

審議会、研究会等の答申又は報告書等、審議経過、議事録又は議事要旨、その他関連資料等

統計資料その他の公表資料（詳細については、可能な限りデータベース化）

白書、年次報告書等（詳細については、「白書等データベースの統一的な仕様」（平成12年 3月29日改訂、行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）に基づきデータベース化）

規制の設定又は改廃に係るパブリックコメント手続

申請・届出等手続の内容、手順、様式（関係条文、解釈通達等とのリンクも考慮する。）

(3) 予算及び決算に関する情報

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報

(4) 政策評価等に関する情報

「国土交通省政策評価実施要領」（平成13年 1月30日省議決定）により公表することとされている国土交通行政に係る政策評価に関する情報

国土交通行政に対して行われた総務省行政評価局による行政評価等の実績結果及び会計検査院による検査の実施結果等の情報

(5) 調達情報

2 社会的な有効活用に資する情報

国土交通省の行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用ニーズの高い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。

3 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え、電子的手段でも提供する。

4 その他

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年 5月14日法律第42号）に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等のニーズの動向を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子

的提供を図る。

電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

(1) 国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととする。また、所管法人及び所管の公益法人のホームページについても、国土交通省ホームページから容易にアクセスできるようにする。

(2) ホームページによる提供情報及び掲載期間等は、別紙1のとおりとする。

(3) 特定の利用者に対する情報提供の場合やホームページやデータベースによる提供が適当ではないと判断される場合については、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し手段・媒体を決定する。

2 行政情報の一元的、総合的な提供

(1) 国民等のアクセスの利便性を確保する観点から、国土交通本省のホームページを国土交通省全体の一元的、総合的な窓口（ポータルサイト）として、以下の機能を備えるよう努める。

ホームページで提供されている情報の検索、別紙1のカテゴリーを基本とするカテゴリー別案内等

ホームページで提供されている申請・届出等の行政手続に関する情報の検索、手続分類別検索等

省内組織、他府省等の関係機関及び所管法人等の関係団体ホームページ、白書、法令、告示・通達等、統計、その他のデータベースの総合的案内

所在案内（クリアリング）情報、行政文書ファイル管理簿の検索

(2) ホームページで提供する情報は、政府全体のポータルサイトである「電子政府の総合窓口システム」と相互にリンクさせ、国民等が情報へより一層迅速かつ容易なアクセスができるよう、他省庁と密接な連携・協力を図る。

3 タイムリーな情報提供と提供内容の最新化

(1) 電子的提供に当たってはタイムリーに行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理する。

なお、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。

(2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供する。

4 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

(1) ホームページの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び

文章を用いる。なお、キーワードに想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「世界の国一覧表」（外務省編集協力）による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。

また、できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等分かりやすい表現方法、レイアウト構成を用いる。

- (2) 大量のデータを提供する場合は、可能な限りデータベース化し容易に検索できるようにする。
- (3) ホームページにサイトマップを設けるなど、掲載情報に迅速にアクセスできるようにする。
また、必要に応じ、希望者に対し掲載情報の更新情報を電子メールで配信する機能を整備する。
- (4) ホームページには、掲載情報の取扱い、内容等の問合せ先に関する別紙 2 の表示事項を掲載する。
- (5) ホームページの掲載情報については、バリアフリーなアクセスを可能とするため、音声や画像で表示されるコンテンツには代替手段を提供し、色の情報だけに依存しないこと等、別紙 3 の「インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針」を考慮したものとする。

5 情報セキュリティ等の確保

行政情報を電子的に提供するに当たっては、情報セキュリティポリシーに基づいた提供情報の改ざん防止措置を講ずる等所要の情報セキュリティ対策を実施する。特に、法令により公表等が義務付けられている情報のうち、国民等の権利、利益等に関連し、高い真実性又は信頼性を保持する必要があるものについては、それに適切に対応した情報セキュリティ対策を実施する。

6 国民等との間における双方向の情報流通の確保

- (1) ホームページには、国民等からの提供情報を受け付ける窓口を設け、所管行政に関する意見・要望等の収集を図る。重要な提供情報や頻度の高い質問等に対しては、国土交通省の考え方、対応等について説明する欄を設ける。
- (2) 主要な施策、事業等の創設、変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設ける。
- (3) ホームページに他の省内組織又は他省庁の所管行政に関する意見・要望等があった場合は、当該意見・要望等に係る所管省内組織又は省庁が特定できるものについては、省内組織又は省庁間の連携に努める。

7 電子的提供に伴う料金

本実施方針に沿って電子的に提供する情報については、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として国民等一般に対して行うものであることから、原則として無料で提供する。ただし、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合には、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。

電子的提供の計画的推進等

- 1 行政情報の電子的提供を積極的に推進するため、平成15年度までを重点取り組み期間とする。
- 2 「国土交通省情報化政策委員会」において、随時、実施状況を点検、評価し、実施方針の見直しを含め提供内容の充実・改善を図る。
- 3 本実施方針、実施状況の点検結果等を、ホームページに掲載するとともに、国民等からの意見・要望等を募集しその反映に努める。

国土交通省ホームページによる提供情報及び掲載期間等

区分	カテゴリー	提供内容	掲載期間	本省	地方	外局等	備考
行政組織、制度等に関する基礎的な情報	組織、制度概要	・所管する行政の概要	-				
		・組織、任務、主要な事務・事業、所在地、案内図、電話番号、FAX 番号、幹部名簿等	-				
	所管の法令・告示・通達	・所管する法令の一覧	-				総務省法令データ提供システムとリンク
		・告示、通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）、その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の全文又は概要	-				国土交通省告示、通達等データベース構築
		・国会に提出した法律案及びその概要、その他分かりやすい資料 ・新規制定又は改正された法令及び告示、通達の全文又は概要、その他分かりやすい資料	総務省法令データ提供システム又は国土交通省告示・通達等データベースに蓄積されるまで				
所管法人の概要	・所管法人の組織、任務、主要な事務・事業、所在地、案内図、電話番号、FAX 番号、幹部名簿等、公益法人に関する情報等	-					
行政活動の現状等に関する情報	記者会見要旨	・大臣等の記者会見要旨	掲載後 3 月間				
	主要施策、事業等	・施策、事業の方針(目的)、計画、事業内容、事業費及び事業の成果・実績、進捗状況等の情報	公表から終了・改定まで				
	審議会、研究会等	・審議会、研究会等の答申、報告書、議事録又は議事要旨、その他関連資料等	公表後 3 年間				
	統計資料その他資料	・統計調査結果の速報・概要、その他の公表資料(可能な限り詳細データを提供)	次の調査結果の掲示まで				統計情報データベース活用
		・白書、年次報告書等	公表後 3 年間				白書等データベース活用
	パブリックコメント	・規制の設定又は改廃に係るパブリックコメント手続の情報	-				
	申請・届出等手続	・申請・届出等手続の内容、手順、様式類の情報	-				
調達情報	・調達情報、資格審査申請等の情報	-					
予算及び決算に関する情報	予算及び決算の情報	・国会提出又は成立後の予算及び決算の情報	公表後 3 年間				
評価等に関する情報	評価結果等の情報	・政策評価結果等の情報	公表後 3 年間				
各区分に共通する情報	報道発表資料	・プレスリリース	公表後 6 月間				
	情報公開	・行政文書ファイル管理簿	-				

注：「掲載期間」は、掲載に当たっての目安となる期間を示すものであり、期間を超えて掲載することもあり得る。

本省：内部部局

地方：地方支分部局、施設等機関 等

外局等：外局及び特別の機関

別紙 2

ホームページの掲載情報の取扱い等に関する表示事項

1 掲載情報の取扱い等

- ・ 掲載情報の著作権に関する記述
- ・ 掲載情報の利用に関する記述
- ・ 掲載情報の無断改変禁止に関する記述
- ・ 掲載情報を用いた行為への責任に関する記述

2 その他

ホームページの内容等に関する問い合わせ先
(担当部局課名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等)

別紙 3

インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針

目 的

ウェブのコンテンツ制作者（ページの作成者、ページデザイナー）及び作成ツールの開発者向けに、バリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示し、障害のある人がインターネットのウェブへ容易にアクセスできるようにすること

指 針

【様々な形式に適切に変換できるコンテンツを作成するための指針】

- 1 音声や画像で表示されるコンテンツには代替手段を提供すること
- 2 色の情報だけに依存しないこと
- 3 マークアップ及びスタイルシートは適切に使用すること
- 4 自然言語の使用について明確にすること
- 5 適切に変換できるような表を作成すること
- 6 新しい技術を様々な形式に適切に変換できるページを保証すること
新しい技術に対応していない、又はその技術を使用していない場合でもページがアクセシブルであるようにする
- 7 時間の経過に伴って変化するコンテンツに対してユーザの制御を保証すること
- 8 ユーザインタフェースのアクセシビリティを保証すること
- 9 特定の装置（デバイス）に依存しない設計であること
- 10 臨時の対応策を利用すること
- 11 インターネットの技術標準及び指針を使用すること

【理解が可能でナビゲーションが可能なコンテンツを作成するための指針】

- 12 文脈やページの構成等の情報を提供すること
- 13 ナビゲーションの仕組みを明確に提供すること
- 14 ドキュメントは明確かつ簡潔であること

(注) 本指針は、W3C(World Wide Web Consortium)のWAI(Web Accessibility Initiative)が1999年5月に勧告した「Web Content Accessibility Guideline 1.0」をベースに「『情報バリアフリー』環境の整備の在り方に関する研究会」(平成10年度郵政省・厚生省で開催)で作成されたもの